

平成 29 年第 6 回宮古島市農業委員会総会議事録日程

- 1) 会議の日時 平成 29 年 6 月 22 日 (木) 午後 2 時
会議の場所 上野庁舎 1 階 大会議室
- 2) 出席状況 委員数 26 名
- 3) 議決の事項

日程第 1 議事録署名委員の指名について

10 番 瑞 慶 覧 健 一

11 番 芳 山 辰 巳

日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願について

日程第 4 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権貸借)

日程第 5 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

日程第 6 議案第 5 号 農用地利用配分計画案に関する意見について

日程第 7 議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 8 議案第 7 号 非農地証明交付申請について

日程第 9 そ の 他 改正農地法に関する意見交換

平成 29 年第 6 回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成 29 年 6 月 22 日 木曜日 14 時 00 分から 16 時 22 分

2. 開催場所 上野庁舎 1 階大会議室

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	議席
1	與那覇 盛徳		○	11	芳山 辰巳	職務代理	○	21	濱川 清重		○
2	長濱 国博		○	12	川満 里志		○	22	池間 藤夫		○
3	砂川 博一		×	13	下地 博和		○				
4	喜屋武 隆		○	14	奥浜 健		○	24	平良 光成		○
5	田名 和彦		○	15	砂川 栄徳		○	25	川満 盛幸		○
6	仲里 敏夫		○	16	下地 泰斗		○	26	前泊 芳男		○
7	仲里 長造		○	17	玉元 正助		×	27	新里 光徳		○
8	大浦 敏光		○	18	友利 光徳		○	28	前泊 恵		○
9	上地 洋美		×	19	下地 博次		○	29	渡真利 等		○
10	瑞慶覧 健一		○	20	久志 盛一		○	30	野崎 達男	会長	○

3. 出席委員 (26 人) 委員数 (29 人)

4. 欠席委員 (3 人)

5. 議事録署名委員

議 長 野 崎 達 男

10 番委員 瑞 慶 覧 健 一

11 番委員 芳 山 辰 巳

6. 職務のために出席した者の氏名

局 長 下 地 明 次 長 上 地 寿 男 農政係長 下 地 一 史

農地係長 川 満 邦 弘 主任主事 伊 良 部 哉 主任主事 上 原 み ち 子

開 会 14 時 00 分

閉 会 16 時 22 分

議 長： ただ今から、平成 29 年第 6 回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は 26 名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第 11 条により
総会は成立しております。本日 3 名の欠席の旨通知がありましたので、ご報告致します。

議 長： それでは、日程第 1 議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則
第 14 条に規定する議事録署名人を議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長： それでは、10 番:瑞慶覧健一委員、11 番:芳山辰巳委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部哉氏を指名いたします。

議 長： それでは、日程第 2 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題としますが、
会議の運営上、有償移転、使用賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろし
いですか。

《異議なしの声あり》

議 長： それでは、議案第 1 号中「農地法第 3 条の規定による許可申請（有償移転）について」を議題
とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局： 今月の農地法第 3 条の規定による許可申請（有償移転）は 7 件でございます。
まず、受付番号 1 番から 7 番までの説明をいたします。

【議案第 1 号、受付番号 1 番から 7 番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号 1 番から 7 番までは、議案書 12 ページから 18 ページの調査書のとおり、農地法第 3 条第 2
項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明
を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

4 番委員： 受付番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、宮原の高野集落の南側に小さな集落（おおなか）があります。
その道路沿い北側に未使用の鉄骨ビニールハウスが 3 棟あります。そのすぐ東隣に位置します。
現在、さとうきびが植え付けられています。
申請人は、農業経営していますが、更に規模拡大に繋げていきたいとの事です。

7 番委員： 受付番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、先月 5 月 20 日に現場確認をしました。

J T A ドーム宮古島入口東側の道路を 150m 直進し、右側に位置します。

現在、一部は野菜を植えており残りは雑草が生えています。

申請人は、さとうきびを植え規模拡大するとの事です。

8 番委員： 受付番号 3 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、大浦集落の北側、通称池間⇄宮古一周線北海岸沿いに(有)宮古環境保全センターの中間処理場があり、そこから南側向け約 200m 右側に位置します。

申請地には、来期収穫予定のさとうきびが植え付けられていました。

申請人は、現在会社勤めですが、規模拡大するとの事です。

11 番委員： 受付番号 4 番から 5 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地[受付番号 4 番]は、JTA ドーム宮古島の駐車場南側 150m に位置します。

現在、未収穫のさとうきびが放置されている状態です。

申請地[受付番号 5 番]は、県営久貝団地より北東 200m に位置します。

現在、さとうきび収穫後の株出し管理がされています。両方の申請人は、規模拡大との事です。

18 番委員： 受付番号 6 番から 7 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地[受付番号 6 番 361-1・361-2]は、旧城辺町役場の東側十字路を北へ約 200m 右側に位置します。

申請地[受付番号 6 番 1151-1]は、同じく旧城辺町役場の東側十字路を南へ約 200m 左側に位置します。

申請地[受付番号 7 番]は、仲原集落から海岸沿い向けムイガールの東側に位置します。

両方の申請人は、農業経営開始とありますが若い頃に親の手伝いで農業経験があるので、経営上問題ないと思います。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《 質疑なしの声あり 》

議長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中「農地法第 3 条の規定による許可申請(有償移転)」受付番号 1 番から 7 番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《 異議なしの声あり 》

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に、議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請(使用・賃貸借権の設定)」についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局： 今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は5件でございます。
まず、受付番号8番から12番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号8番から12番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

事務局： 受付番号8番から12番までは、議案書19ページから23ページの調査書のとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

11番委員： 受付番号8番から9番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地（受付番号8番）は、市民総合体育館から植物園向け約1km先、添道集落に交わる十字路
を右折50m直進し、右側に位置します。現在は、夏植えのさとうきびが植え付けられています。

申請地（受付番号9番）は、市営上野体育館から東南側200mに牛舎があり、その牛舎の東隣に位
置します。現在、草地として利用しています。申請人は、マンゴー栽培をされており、これからも施設
導入で規模拡大を図る予定です。

18番委員： 受付番号10番から11番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地（受付番号10番）は、宮古空港滑走路北側沿い800m右側に位置します。

申請地（受付番号11番）は、野原越公民館北側に位置します。

両申請人は、農業経営開始とありますが、幼少の頃から両親の手伝いをしているので、農業経営に
問題はないと思います。

21番委員： 受付番号12番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地（西仲宗根787-1・834-1）は、県道83号線、通称池間線を西原集落から南向け約300m進み
西添道の方へ右折、150m進み左折、100m進むと右側に位置します。

周辺は、さとうきび株出し管理がされています。

申請地（西原49-1）は、西原集落ロータリーから約400m進むと墓地団地があり、その裏側に位置
します。現在は、さとうきび株出し管理がされています。

議長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《 質疑なしの声あり 》

議長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請
（使用・賃貸借権の設定）」受付番号8番から12番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《 異議なしの声あり 》

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請(無償移転)について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局： 今月の農地法第3条の規定による許可申請(無償移転)は11件でございます。
まず、受付番号13番から23番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号13番から23番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

[補足] 受付番号13番について、贈与面積24,929㎡、譲渡人の経営面積が197.8㎡と誤差がありますが、これは農地台帳システムの使用上、経営面積に現況原野の分が反映されない為です。
議案書では、贈与する14筆すべてが現況畑になっていますが、これは記載ミスで[前原132-1]と、[真謝原1581]の2筆は現況原野であります。2筆の合計5,147㎡が経営面積にカウントされておりません。誤差が生じていますので、ご理解いただきたいと思っております。

受付番号13番から23番までは、議案書24ページから34ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員： 受付番号13番について、経営面積の誤差、それに対して原野が含まれているという説明がありました。受付番号17番・受付番号19番も誤差があります。これについても、説明をお願いします。

事務局： 受付番号13番は、先ほど説明した通り、原野が経営面積に反映されないという事でしたが、受付番号16番の古謝さんについては、贈与する面積が46,000㎡、経営面積が508aですので、差し引きで残る面積が約40aということになります。

2番委員： 受付番号16番ではなく、受付番号17番と19番です。受付番号17番は、採草放牧地が含まれているから、その分が経営面積に反映されていないようですが…。受付番号19番は、2筆で1,435㎡とあり、経営面積が14.3aになるはずですが、13.2aとなっており面積が足りません。

事務局： 受付番号19番については、[地盛2294-2]の1筆が農用地外の土地になっていますが、譲受人の所有農地に隣接する土地であるため3条の案件としました。
農用地外の土地ということで、経営面積に反映されておりませんので、そのようにご理解をお願いします。

2番委員： 他の案件では、農用地外の農地であっても経営面積に反映されているようですが、どちらかが誤りではありませんか？

事務局 : 実際に現場確認した状況と照らし合わせて記載していますが、入力ミスの可能性もありますので、入力の履歴について確認させてください。申し訳ありません。

議長 : すぐ、確認できますか？

事務局 : 進行してもらいながら、その間に筆別票を確認して報告したいと思います。

議長 : この説明でよろしいですか？

2番委員 : 19番については、保留という事ですか？

事務局 : 保留にして、進行していただいて、その間に資料を確認して再度採決をお願いしたいと思います。

2番委員 : わかりました。

議長 : では、いったん保留にして進行するという事でよろしいですか？

《異議なしの声あり》

議長 : ほかに質疑があればこれを許します。

《質疑なしの声あり》

議長 : 質疑ないとのことですので、採決いたします。

議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請(無償移転)」受付番号13番から23番について、受付番号19番を除き原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 : ご異議ないとのことですので、日程第2議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長 : 次に日程第3議案第2号「農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて」を議題とします。1件の案件がございますので、担当委員より議案の説明と現地調査の結果をお願いします。

4番委員 : 申請地は、沖縄製糖工場東側約1kmに位置しており、乳用牛の主要管理を行っている場所です。

牧場一帯を買い受けです。申請人は、さとうきび経営をしています。購入理由は、農業経営だけでなく畜産経営にも携わって行きたいとの意欲があり、チャンスを逃したくないとの事で証明願の提出をしました。最近、宮古島の頭数も減ってきているので、大規模な敷地の購入で譲渡に繋げて行きたいとの事です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議長： ご異議ないとのことですので、採決いたします。
議案第2号「農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願い」受付番号1番について原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長： ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長： 次に日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局： 今月の農地利用集積計画(利用権貸借)は、13件でございます。
まず、受付番号1番から13番までの説明をいたします。

【議案第3号、受付番号1番から13番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上、議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

5番委員： 受付番号1番から2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地[受付番号1番]は、新城公民館前の道路を吉野集落向け950m程直進、上り坂上に牛舎があり、牛舎を右折400m先左側に位置します。現況は株出し管理がされております。
申請地[受付番号2番]は、中休給油所から市内向け900m直進し、郷土料理金吾から100m先を右折、更に200m直進左側に位置します。
申請人は、息子と2人で繁殖牛21頭を養っており、草地在りないとの事で今回申請しました。

6番委員： 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、川満集落にある点滅信号から東へ約400m右側に位置します申請人は、今年3月に定年退職し、本格的に農業経営に取り組みたいとの事です。農業経験としては、長年両親の手伝いをしていました。

8 番委員： 受付番号 4 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地[大浦 101・102・110]は、県道 83 号線池間⇨保良線、通称宮古一周線にある満月食堂から大浦集落内向けに左折 100m 先左側に位置します。

申請地[西原 1809-1・1810-1、大浦 668-3・732-23・743-75]県道 83 号線池間⇨保良線、通称宮古一周線海岸沿いにある(有)田原フルーツランド(農園)から真謝漁港向け 700m 左側に位置します。

申請地[大浦 405-2・596-1・602-3・648-2]大浦集落の東側にある(有)田原フルーツランド(直売店)近くに位置します。賃貸人と賃借人は親子関係です。賃借人の父親が、大型トラクター・小型雑用機・耕運機・軽トラックなど、農業に関する機械一式を保持しており、現在は、親子で農業していますが後々、申請人が中心に農業経営を引き継ぐという事です。

12 番委員： 受付番号 5 番から 7 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地[受付番号 5 番]は、新城公民館前の道路を吉野集落向け 950m 程直進、上り坂上に牛舎があり、牛舎を右折 400m 先左側に位置します。現況は株出し管理がされております。

申請地[受付番号 6 番]は、新城海岸から吉野海岸向けに約 700m 左側に位置します。

整備事業も完了しており、夏植えさとうきびが植え付けられていました。

申請地[受付番号 7 番・西川久道 400-1・400-2・401-1]は、城辺中学校北側約 100m に位置します。春植えのさとうきびが植え付けられていました。[ホハラ 498-1]は、城辺中学校 500m に位置し、夏植えのさとうきびが植え付けられていました。

13 番委員： 受付番号 8 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地の竹後原 1140 は、中休味食堂から宮古製糖工場向け 600m 右側に位置します。

現況は、牧草地となっています。[竹後原 1137-6・1137-7・1137-8]は、同じく中休味食堂から宮古製糖工場向け約 700m 直進し、交差点を右折約 100m 右側に位置します。現在は、更地になっています。申請人は、10 年ほど両親の手伝いをし、今回新規で畜産業を営むという事です。

25 番委員： 受付番号 9 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、川満公民館から上野線向け 500m にある堆肥置き場を右折 30m 右側に位置します。現況は、整地されておりました。申請人は、退職し本格的に農業経営をするとのことです。

29 番委員： 受付番号 10 番から 11 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地[受付番号 10 番]は、下地畜産センターから東向け約 600m を右折し、150m 左側に位置します。現在は、株出管理がされており、周辺には草地やさとうきび畑が広がっております。

申請地[受付番号 11 番]は、与那覇集落内にある改善センターから南へ約 600m、東急ホテルとの中間地点に位置します。現在は、株出し管理がされており、周辺はさとうきび畑が広がっています。

中間管理機構： 受付番号 12 番から 13 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地[受付番号 12 番]は、保良集落外れにある海宝館より北側約 1.5 km に位置します。

東七笠地区・七笠地区に挟まれた整備事業済の農地です。

参考資料(公益財団法人沖縄県農業振興公社関連議案の農地の位置 P1～P7)をご覧ください。

申請地[受付番号 13 番]は、千代田カントリー東側野原集落向け 900m 進み、3 つ目の三叉路を左折し、200m 左側に位置し、未整備農地です。参考資料（公益財団法人 沖縄県農業振興公社 関連議案の農地の位置 P8～P11）をご覧ください。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長： ご異議ないとのことですので、日程第 4 議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第 5 議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局： 今月の農地利用集積計画（所有権移転）は 10 件でございます。まず、受付番号 1 番から 10 番までの朗読説明をいたします。

【議案第 4 号、受付番号 1 番から 10 番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。以上、議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

2 番委員： 受付番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、通称佐和田線を白鳥ファームポンド向け東側 150m に位置します。

現況は、さとうきびが植え付けられています。申請人は、長年農業経営に携わっています。

6 番委員： 受付番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、3 号議案の 3 番と関連します。川満集落の点滅信号から高千穂集落向け 500m 左側に位置します。申請人が長年小作をしていましたが、今回所有権移転をすることになりました。

現況は、株出し管理がされています。

13 番委員：受付番号 3 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、砂川小・中学校を平良方面へ約 1.3 km 直進、佐和田鉄工所が右手にあります。

そこから更に 30m 先下北集落方面へ右折、4 つ目の十字路を右折、更に東へ 400m 進み左折、更に 100m 直進し左側に位置します。

現況は、牧草を植える準備がされており更地になっていました。

申請人は、畜産業の後継者であり、新規で畜産業を営むという事です。

16 番委員：受付番号 4 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地[松原 644-2]は、ヤマダ電機の裏側 600m 右側に位置します。

申請地[松原 1474]は、宮古島メモリアルパーク駐車場から宮古空港滑走路末端向け約 400m に位置します。申請人は、定年退職して 10 年余り農業経営しております。

不在地主案件です。

18 番委員：受付番号 5 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、浦底漁港近くに位置します。家族 3 人で農業経営をしています。

24 番委員：受付番号 6 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、県道 201 号線(通称、友利線)を中休給油所から友利向け約 3 km 進み「のり自動車修理工場」があり、そこから 100m 先を左折し、上区集落向け 200m 左側に位置します。現況は、牧草地です。申請人は、さとうきびと畜産の複合経営をしています。

大型トラクターをはじめ農業機械一式所有しており、規模拡大を目指していく計画です。

25 番委員：受付番号 7 番から 8 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地[受付番号 7 番]は、久貝赤浜地区にペンション「オーシャンヴィラゆにの浜」があります。そのペンション前の道を挟んだ真向かいに位置します。

現況は、農地の半分が、今期収穫されたさとうきび畑跡地、残り半分は来期収穫予定のさとうきびがありました。規模拡大を図る予定です。

申請地[受付番号 8 番]は、(株)りゅうせきバイオエタノール生産設備事務所から約 360m 左側に位置します。不在地主の案件であり、申請人は、兼業農家です。さとうきびの植え付けを予定しています。

29 番委員：受付番号 9 番から 10 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地[受付番号 9 番]は、沖縄製糖工場東側 500m に位置します。現況は、更地であり、さとうきびの植え付け予定をしています。周辺の農地は、さとうきび・草地が広がっています。

申請地[受付番号 10 番]は、宮古島市役所下地支所から北側約 200m に位置します。

現況は更地になっていますが、申請人の畑と隣接しており草地として利用する予定です。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議 長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《 異議なしの声あり 》

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第5号議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第6議案第5号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局： 今月の農用地利用配分計画案は2件でございます。受付番号1番から2番の説明をいたします。

【議案第5号、受付番号1番から2番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

事務局： 以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いします。

《 質疑なしの声あり 》

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第5号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《 異議なしの声あり 》

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第6議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 休憩します。

休 憩： 15:13

【 休憩中の質疑応答 】

事務局： 中間管理機構へよろしくお願ひします。「個人と中間管理機構が利用権設定をし、それを中間管理機構が担い手の方に誘導し、利用権設定をする」という流れで業務を行っていると思ひます。農地を中間管理機構が借りている場合に契約期間中、又は、契約満了による農地の引き渡しの際など、トラブルがあるという話があります。なぜそういう事になるのか、内容の説明をお願いします。

中間管理機構： 中間管理機構を仲介して農地を借り、規模拡大を希望する農家へ農地の貸し付けを行っています。県内では、宮古島で1件利用権を設定する方（貸付人）から、「解約したい」旨、申し入れがありました。内容は、高齢者の方が農業出来ない状態になり、親族の方も引き続き農業が出来ないとのことで、農地中間管理機構を仲介して農地を貸し付けしたいとの申し入れがありましたので、借り受けをしました。遠方に長男がいますが、連絡も説明もスムーズにいかず、宮古島にいる親族（次男/長女）に説明をし、同意を得て借り受けをしました。その後、「承諾もなくなぜ中間管理機構が借りているのか」と長男からクレームがあり説明をしました。家族間での話し合いがうまくできてないようで、聞き入れてもらえませんでした。農地を借り受けした農家の方には、ご迷惑をおかけしていますが、合意解約ということで貸付人と借受人との話し合いを進めています。借受人と貸付人が直接話し合いをするという事はありませんが、今後は、借り受ける権利のある方全員と話し合いをしたいと思っています。

事務局： 話の経緯は、わかりました。
農家の方は、中間管理機構を信用して農地を借り受けます。その農地を開墾したりさとうきびを植えたりと手間暇かけ、お金をかけ、収穫を待つだけという状況の中で、貸付人の事情により農地を返却ということでは、借り受けをした農家が費やした労力・費用などは、借受人に対する保証はどうなるのでしょうか？

中間管理機構： 今のところ保証とかではなくて、この農地を返して頂くためにはどういう方法が良いのか、という相談をしているところです。解約をしたいという申し入れがあるので、あとどれぐらいの期間使用できるのか、今すぐ返却というわけではなく、どのようにすればいいのかという話し合いをしています。

事務局： 次の総会もありますので、進展があれば教えてください。
先程の3条の件で一時保留がありますので説明をします。

再開： 15:22

議長： 再開します。

事務局： 先程、保留にした案件、受付番号 19 番について補足説明をします。

那覇に在住する譲渡人の農地を申請人が購入するという案件ですが「平良下里地盛 2294-2・117 m²」の農地が申請人の経営別票の中では、登記簿上は[畑]、現況では[原野]状態になっていますが、この農地も含めないと売買しないとの事、また申請人は隣接しているから購入するということでした。いびつな三角形で残っており、議案書に載せる際、原野では反映されないので、申請人の経営面積 13.2a というのは筆別票のみに残る面積が反映され、一部原野化した「117 m²」は、譲渡人の筆別票では、[原野]になっており、[畑]としてはカウントされていません。議案書へ載せる為、現場確認をし、[畑]と みなしましたので修正しました。その履歴をコピーしましたのでご覧下さい。

議長： ただいまの説明でよろしいですか。

《 異議なしの声あり 》

議長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中「農地法第 3 条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号 19 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《 異議なしの声あり 》

議長： ご異議ないとのことですので、日程第 2 議案第 1 号受付番号 19 番は原案どおり決定いたしました。

議長： 休憩します。

休憩： 15：25

再開： 15：35

議長： 再開します。

議長： 次に、日程第 7 議案第 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局： 今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は、11 件でございます。受付番号 1 番から 11 番までの説明をいたします。

【議案第 6 号、受付番号 1 番から 11 番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、受付番号 1 番から 11 番は、参考資料の許可基準適合表のとおり農地法第 5 条第 2 項各号及び農地法施行規則第 47 条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号 1 番から 3 番の現地調査結果ならに説明をお願いします。

12 番委員：現地調査の状況の前に現地調査の報告をいたします。

今総会に付託される許可申請の現場調査を平成 29 年 6 月 13 日（火）に行いました。

調査員は、川満里志 12 番委員、芳山辰巳会長代理 11 番委員、下地博和 13 番委員、事務局より川満邦弘農地係長、上地寿男次長、上原みち子主任主事、で行いました。

10:00～10:10 事務局にて調査内容について調整会議、10:20～14:40 現地調査、5 条申請 11 件非農地証明 7 件、計 18 件。15:00～15:20 事務局にて調査内容について整理。

調査の結果、特に違反等は見受けられませんでしたことを報告いたします。

それでは、4 条申請・5 条申請・非農地証明願いについて説明します。

受付番号 1 番から 3 番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、バイパス通りのあずき屋近くに位置しています。農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地の区分、用途地域（第 2 種中高層住居専用地域）に指定された第 3 種農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《 質疑なしの声あり 》

議 長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。

受付番号 1 番から 3 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《 異議なしの声あり 》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。次に受付番号 4 番の現地調査結果ならびに説明をお願いします。

12 番委員： 受付番号 4 番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、上野地区の新里集落内に位置しています。農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地の区分、宅地等に囲まれた第 3 種農地(連たん)と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《 質疑なしの声あり 》

議 長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号 4 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《 異議なしの声あり 》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。次に受付番号 5 番の現地調査結果ならびに説明をお願いします。

12 番委員： 受付番号 5 番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、平良東仲宗根にある(株)沖縄銀行行員社宅の近くに位置しています。

農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地の区分、宅地等に囲まれた 10ha 未満(7.3ha)

第 2 種農地(連たん近接)と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《 質疑なしの声あり 》

議 長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号 5 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《 異議なしの声あり 》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。次に受付番号 6 番の現地調査結果
ならびに説明をお願いします。

12 番委員： 受付番号 6 番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、平良東仲宗根にある(株)沖縄銀行行員社宅の近くに位置しています。

農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地の区分、宅地等に囲まれた 10ha 未満(7.3ha)

第 2 種農地(連たん近接)と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

4 番委員： 受付番号 5 番・6 番について訂正をお願いします。

P33・P39 航空写真右上に記されている「南小学校」とありますが、「東小学校」です。

事務局： すみません。「東小学校」です。訂正をお願いします。

議 長： 他に質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《 質疑なしの声あり 》

議 長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号 6 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《 異議なしの声あり 》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。次に受付番号 7 番の現地調査結果
ならびに説明をお願いします。

12 番委員： 受付番号 7 番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、株式会社みなせの近くに位置しています。農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地の区分、宅地等に囲まれた 10ha 未満(3.6ha)、第 2 種農地(連たん近接)と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《 質疑なしの声あり 》

議 長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号 7 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《 異議なしの声あり 》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。次に受付番号 8 番の現地調査結果ならびに説明をお願いします。

12 番委員： 受付番号 8 番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、久松漁港の近くに位置しています。農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地の区分、宅地等に囲まれた 10ha 未満(2.2ha)、第 2 種農地(連たん近接)と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

2 番委員： 参考資料の P50 について、平成 27 年 6 月に所有権移転されています。以前に 3 条で売買の際、3 年以上耕作するようにとの指導がありました。この所有権移転は 5 条申請かと思われますので、その経緯の説明をお願いします。

事務局： 先月も短期間での転売は不都合ではないか等説明しましたが、この件は平成 26 年 12 月 24 日付け沖縄県指令 97-8 号にて、当時沖縄県からアパート建設の為という事で許可が下りている案件です。しかし、譲渡人の事情により流用ができなくなりました。「ならば、1 年以内の転売は可能なのか」という事ですが、農地法の許可は「許可をもらったらすみやかに工事を進めてください」というのが条件です。「元々転売ではないか」という疑いがあるのは仕方ないが、譲渡人の事情により実行出来なくなった事により、新たに「事業計画変更」ということで申請人へ譲り実行に至るという経緯です。沖縄県から許可が下りたら、すぐ所有権移転は可能です。

議長：他に質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《 質疑なしの声あり 》

議長：質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《 異議なしの声あり 》

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。次に受付番号9番の現地調査結果ならびに説明をお願いします。

12番委員：受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、下地駐在所近くに位置しています。農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地の区分、(上下水道等)水道管、下水道管が敷設されている沿道に隣接し、且つ、市役所下地庁舎から500m以内、下地歯科医院から100m以内の第3種農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《 質疑なしの声あり 》

議長：質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《 異議なしの声あり 》

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。次に受付番号10番の現地調査結果ならびに説明をお願いします。

13番委員：受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、上野地区野原集落内に位置しています。農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた第1種農地(集落接続)と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《 質疑なしの声あり 》

議長：質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《 異議なしの声あり 》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。次に受付番号 11 番の現地調査結果ならびに説明をお願いします。

13 番委員： 受付番号 11 番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、県立宮古実業高校北側に位置しています。農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地の区分、用途地域(第 1 種中高層住居専用地域)に指定された第 3 種農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《 質疑なしの声あり 》

議 長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号 11 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《 異議なしの声あり 》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

日程第 7 議案第 6 号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、日程第 8 議案第 7 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局： 今月の非農地証明願は 7 件でございます。受付番号 1 番から 7 番までの説明をいたします。

【議案第 7 号、受付番号 1 番から 7 番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号 1 番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

13 番委員： 受付番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、市内の国道 390 号線沿いの宮嶋建設マンション近くに位置し、周辺は宅地化が進む用途地域内の土地で農地としての利用は困難と思われることから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《 質疑なしの声あり 》

議 長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号 1 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《 異議なしの声あり 》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号 2 番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

13 番委員： 受付番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、栄寿園の東側 500m 程に位置し、周辺には宅地や原野が点在していることや窪地になっていることから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議 長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号 2 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号 3 番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

13 番委員： 受付番号 3 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、城辺地区の友利集落東側に位置し、基盤整備等の計画はなく、地質は岩盤に覆われており、農地としての利用は困難と思われることから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議 長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号 3 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号 4 番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

13 番委員： 受付番号 4 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、伊良部庁舎の北側 1 km 程に位置し、申請地を含む周辺一体は、墓地・原野等を含む原野化した状態となっています。又、申請地は耕作放棄地の A 分類となっており、農地としての利用は困難と思われることから非農地相当と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議長：質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号5番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

13番委員：受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、市内の富士製菓製パン工場に隣接し、周辺は宅地化が進み、又、隣接する土地を含む一
体が原野化し、農地としての利用は困難と思われることから非農地相当と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員：参考資料P28についてお願いします。この農地は平成20年7月23日に売買にて所有権移転され
ています。売買前から農地に適していないと知っており購入したと思います。数年がたち、非農地
申請をするのではなく、所有権移転の際に現地調査をし、指導をしてその時点で非農地申請をさせ
る事も必要ではないかと思います。説明をお願いします。

事務局：この案件につきまして、まず3条で農地を購入する際、「経営する農地が全部有効活用でないと農
地を購入することができない」という条件があります。筆別票に「B分類・耕作放棄地・雑種地」等
があった場合には、現場確認をし、原状回復させるか、B分類で利用が困難な農地の場合は非農地申
請を進める指導を行っています。

議長：他に質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議長：質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号6番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

13 番委員： 受付番号 6 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、市営グラウンド近くに位置し、周辺は宅地化が進み農地としての利用は困難と思われることから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議 長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号 6 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号 7 番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします

3 番委員： 受付番号 7 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、市内の国道 390 号線沿い、もりお歯科医院から TSUTAYA 向け 200m 程の道路沿いに位置し、面積も小さく(250 m²)、また宅地化が進む用途地域内の土地で農地としての利用は困難と思われることから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《質疑なしの声あり》

議 長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号 7 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第8議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は全て終了いたしました。
この際、その他の件について委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等) 宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

《 発言なしの声あり 》

議 長：発言がないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんか。

《 異議なしの声あり 》

議 長：それでは、以上をもちまして、平成29年第6回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

閉 会： 16:22

平成29年6月22日(木)

会 長	野 崎 達 男
10 番委員	瑞 慶 覧 健 一
11 番委員	芳 山 辰 巳